

# 令和元年度 第9回吹田市建築審査会議事録

開催日時 令和2年1月28日（火）午前10時00分

開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席委員 稲田会長 澤田職務代理 井上委員 山口委員 榊委員 大影委員

## 建築審査会次第

### 1 議案審議

議案第17号

議案第18号

議案第19号

議案第20号

### 2 その他

会長 7名中6名の出席となるため、会議は成立しております。本日の議事録の署名は、澤田委員、大影委員にお願いします。それでは、事務局の方より、第17号議案の説明をお願いします。

#### 第17号議案説明

申請者 ○○○○

申請地 ○○○○

予定建築物 一戸建ての住宅

該当適用条文 建築基準法第43条第2項第2号

会長 ただ今の事務局の説明についてのご質問、ご意見ございますか。

委員 空地と法第42条第2項の道路の接続部分については厳密にいうと法第42条第2項道路のみなし後退線と接続されるのではないのでしょうか。

事務局 その通りでございます。

委員 申請地南側の敷地についても今後許可の対象となり、同一の空地を利用して許可する場合、当該敷地が空地に接する必要長さは確保できるのでしょうか。

事務局 当該敷地について法第43条の許可対象となった場合、空地に接する必要長さが確保できるように敷地の設定を行う必要があります。

委員 空地の行き止りの位置をこのように設定した理由は申請地の所有界に届くようにするためですか。

事務局 その通りでございます。また、土地の所有権については申請地と空地部分で別々

の所有者が存在しており、私道である法第42条第2項道路も空地と同一の所有者が所有しています。

会長 他にご質問はございませんか。ないようですので、議案第17号について決議を取ります。皆様、同意ということによろしいでしょうか。

一同 異議なし。

会長 全員一致で、「同意」するものといたします。

会長 つづきまして、第18号から第20号議案は隣接する法第43条第2項第2号の規定による同意事案ですので、事務局より一括で説明をお願いします。

第18号議案説明

申請者 ○○○○

申請地 ○○○○

予定建築物 一戸建ての住宅

該当適用条文 建築基準法第43条第2項第2号

第19号議案説明

申請者 ○○○○

申請地 ○○○○

予定建築物 一戸建ての住宅

該当適用条文 建築基準法第43条第2項第2号

第20号議案説明

申請者 ○○○○

申請地 ○○○○

予定建築物 一戸建ての住宅

該当適用条文 建築基準法第43条第2項第2号

会長 ただ今の事務局の説明についてのご質問、ご意見ございますか。

委員 構造強化をしているのは建蔽率の緩和のためですか。

事務局 その通りでございます。

委員 許可においても建築基準法第53条第3項第一号ロによる緩和を適用する考えでよろしいですか。

事務局 その通りでございます。国の方針でまちの耐火、準耐火を進めていくなかでの緩和なので許可でも認めます。

会長 他にご質問はございませんか。ないようですので、議案第18号、第19号、第20号について決議を取ります。皆様、同意ということでよろしいでしょうか。

一同 異議なし。

会長 全員一致で、「同意」するものといたします。

事務局

報告事項 法第43条第2項第2号許可 3件
-----------------------

事務局 次回は2月19日（水）午後2時00分から特別会議室で開催を予定しています。

会長 それでは、以上をもちまして第9回建築審査会を終了いたします。本日はありがとうございました。